

橋本市議会だより表紙写真の募集要綱

市民の皆様に親しまれ、身近に感じていただけるよう、年に4回（2月、5月、8月、11月）発行する橋本市議会だよりの表紙写真を募集します。

《応募資格》

橋本市内在住、もしくは橋本市内に通勤・通学している方

《応募作品》

- ◇撮影場所 橋本市内で撮影した写真に限ります。（過去に撮影したものも可）
お一人様、何点でも応募できます。
- ◇応募点数 風景、人物は問いませんが、被写体の承諾を得たものに限ります。
写真是縦撮りされたもので、未加工のものとします。
また、プリント写真は不可とし、データ（500万画素以上）で提出いただくものに限ります。
- ◇被写体 風景、人物は問いませんが、被写体の承諾を得たものに限ります。
写真是縦撮りされたもので、未加工のものとします。
また、プリント写真は不可とし、データ（500万画素以上）で提出いただくものに限ります。
- ◇その他 応募作品は未発表のものに限ります。

《応募締切》

随時受け付けします。

《応募方法》

応募フォームに必要事項を入力し、写真を添付のうえ送信してください。

応募フォーム

<https://logoform.jp/f/B41hB>



《審査》

橋本市議会・広報広聴特別委員会で審査を行い、選出します。応募写真がない場合や採用写真がない場合は、本委員会で撮影した写真を使用します。

また、過去に応募いただき落選となった作品も、次回以降の審査対象とします。

《注意事項》

- ・応募作品は原則返却できません。
- ・撮影者の氏名と写真のタイトルを本広報紙に掲載させていただきます。
- ・被写体の肖像権や写真の著作権などを侵害しないよう、応募前に必ず応募者自

身で被写体や著作権者の承諾などを得てください。

- ・著作権など第三者の権利を侵害していることが判明した場合は、応募者の責任により問題を解決していただくとともに、採用を取り消すことがあります。
- ・応募者は本市議会に対し、応募作品を無償で使用することを許諾するものとします。なお、使用にあたっては作品の趣旨を損なわない範囲でトリミング等の編集を行う場合があります。